

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、自治体の個人情報保護条例から地方議会が適用除外となり、本消防組合議会についても適用除外となることから、独自の個人情報保護条例の制定が必要となるため、所要の制定を行うものである。

2 制定の概要

全国市議会議長会が示した例に基づき、消防組合議会独自の個人情報保護条例を制定する。

3 他自治体の類似する政策等

構成市の市議会においても同様の条例制定を行う。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

埼玉西部消防組合個人情報保護条例が廃止となる。  
埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する。

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

議員提出議案第1号 埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 埼玉西部消防組合情報公開条例(平成25年条例第8号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号。以下「組合議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第4条に規定する組合の機関をいう。以下同じ。)又は議長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 情報公開条例第20条、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び組合議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による審査請求</p> <p>(2) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p>(3) 個人情報保護法施行条例第4条及び組合議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問事項</p> <p>2・3 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 埼玉西部消防組合情報公開条例(平成25年条例第8号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第4条に規定する組合の機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 情報公開条例第20条及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求</p> <p>(2) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p>(3) 個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問事項</p> <p>2・3 略</p>

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条の規定により諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関又は組合議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした議長（以下これらを「諮問実施機関等」という。）に対し、情報公開条例第10条各項の決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書の提示又は個人情報保護法第82条第1項及び第2項の決定若しくは組合議会個人情報保護条例第24条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）、個人情報保護法第93条第1項及び第2項の決定若しくは組合議会個人情報保護条例第34条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは個人情報保護法第101条第1項及び第2項の決定若しくは組合議会個人情報保護条例第41条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等若しくは訂正決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条各項の決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書の提示又は個人情報保護法第82条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）、個人情報保護法第93条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは個人情報保護法第101条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等若しくは訂正決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料

<p>。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し審査請求人、参加人又は<u>諮問実施機関等</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し審査請求人、参加人又は<u>諮問実施機関</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>
--	---